

「21世紀におけるインターネット政策の在り方（平成13年
情報通信審議会諮問第3号）～新たなトップレベルドメイン名
の導入に向けて～（案）」に対する意見書

2009年（平成21年）6月18日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 「.日本」などの新たなトップレベルドメイン名の導入を検討するに際しては、まずは、導入することの具体的な必要性と、導入により生じ得る効果（メリット及びデメリット）を検討し、両者の比較考量が十分になされるべきである。
- 2 「.日本」ドメイン登録者と「.j p」ドメイン登録者を完全に一致させるか否か（異同）については、慎重に検討すべきであり、否定する場合においては、その結果生ずる弊害の大きさを考慮し、それに対処する措置についても検討すべきである。また、「.日本」について、少なくとも発足当初、結果が明らかになるまでの一定期間は日本に居所を有する法人、個人であることが登録の条件であることを明確にすべきである。
- 3 管理運営事業者の選定に際しては、「21世紀におけるインターネット政策の在り方（平成13年情報通信審議会諮問第3号）～新たなトップレベルドメイン名の導入に向けて～（案）」（以下「意見書案」という。）7頁、に記載されているような登録の適正を担保できる登録ポリシーが適切に整備されていること、並びに、当該事業者の財務状況が確固としたものであり、公正・中立性が保持できるものであること、さらに、紛争処理の方法につき明確な考えを持っていることが厳格に審査されるべきである。
- 4 管理運営事業者の第一次的な選定主体であり、管理運営事業者の監督機関である「民間協議会」（選定委員会、監督委員会）が適切に機能できるようにするために、国の協力を得て、管理運営事業者による運営業務に対する同協議会による公正・中立・透明な監督体制が整備されるべきである。また、監督体制のような国の制度を発足させ、確立させるに当たっては、法律的発想が必要不可欠である。具体的にはインターネット専門家のみでなく、弁護士等による法律的知識と経験が必要である。

第2 意見の理由

- 1 新たなトップレベルドメイン名の導入について

意見書案によれば、「.日本」導入については、基本的には各国政府の意向が尊重されることとされており（15頁）、また、ある事業者が新たなトップレベルドメイン名の管理運営事業者となるためには、国が支持する（ないし反対しない）ことを ICANN に対して示すことが必要とされている（意見書案25頁、31頁）。

国が、新たなトップレベルドメイン名を導入すること、並びに、導入に当たり、特定の事業者をドメイン名の管理運営事業者とすることについて適切な意向を積極的に表明できるとしても、その前提として、まずは、新たなトップレベルドメイン名を導入することの具体的な必要性と、導入により生じ得る弊害との比較考量が十分になされるべきである。

意見書案によれば、「.日本」導入後、一定期間は「.j p」ドメイン登録者を優先登録させるものの、ドメインの有効活用のため「.日本」ドメイン登録者と「.j p」ドメイン登録者を同一に限らないとしている（18頁）。しかし、かかる取扱いを認めることによって、「.j p」ドメイン登録者と「.日本」ドメイン登録者との食い違いが生じ得ることになり、このため、ドメイン名の利用者やドメイン名にかかるサイトの閲覧者等に、出所の混同や混乱が生じることが想像される。この点、意見書案は、利用者の混乱防止のため、「.j p」ドメイン登録者に対し、一定期間は、「.日本」への優先登録期間を設けるとし、また、商号や商標を有する者に対する優先登録等についても適切に講じられることが望ましいとしているが（18頁）、結果的に「.j p」ドメイン登録者と「.日本」ドメイン登録者との食い違いが生じ、それによって利用者に混乱が生じた場合に、どのような解決策があるのか、明らかにしていない。また、意見書案では、「.j p」ドメイン登録者と商号権者、商標権者とが食い違う場合に、「.日本」ドメインの登録に当たりどちらを優先させるべきなのか、明らかではない。さらに、ドメイン名は一定の出所表示機能を営んでいることから、かかる機能に対する公衆の信頼を保護する必要もあると考えられるが、意見書案では、かかる公衆の信頼保護と「.j p」ドメイン登録者や商号権者、商標権者の利益との調和をどのように図るのかという根本的な課題について、考えが示されていない。

したがって、意見書案では、新たなトップレベルドメイン名を導入した場合に、どのような弊害が生じることになるのかが、明らかではない。

他方において、新たなトップレベルドメイン名の導入の必要性の点について、意見書案は、「全て日本語で記述可能なドメイン名を利用したいという要望がある」（12頁）、「「.日本」等の新たなトップレベルドメインの導入効果は様々なものが想定される。」（14頁）とするが、具体的にどの

ような団体からどのような要望があるのか、また、期待される効果の実現可能性はどの程度なのか、いずれも明らかではない。意見書案では、ドメインの多様化の効果について様々なものを想定して論じているが、そもそも、効果を論じる前に「なぜ今必要か」という説明があつてしかるべきである。

以上から、導入により生じ得る弊害を越えるだけの、具体的な必要性が存在するのかどうか、意見書案からは、明らかではないといわざるを得ない。

よって、国が、新たなトップレベルドメイン名の導入や特定の事業者がドメイン名の管理運営事業者となることについて積極的な意向を表明する前提として、まずは、導入により生じ得る弊害を可及的に減らすために、どのような方策が採られるべきなのか、また、そのような方策を採ったとしてもなお生じ得る弊害を越えるだけの、制度導入の具体的な必要性がどれだけあるのか、十分な検証が行われるべきである。その際、「.日本」と、それ以外の「.(地名)」等のトップレベルドメイン名のそれぞれについて、導入の必要性と弊害が別途検証されるべきであり、必要に応じて、それぞれについて国としての指針を示すべきである。

もし、かかる検証が未だ十分になされていないのであれば、早期に行なわれるべきであり、検証は既に済んでいるというのであれば、その結果を公開すべきである。

2 登録ポリシーについて

意見書案は、「.jp」ドメイン登録者に対し、一定期間は、「.日本」への優先登録期間を設けるとし、また、商号や商標を有する者に対する優先登録等についても適切に講じられることが望ましいとしている（18頁）。

しかし、利用する当事者の利益及び一般人を誤認から護るためには、少なくとも、発足当初一定期間は、両登録者を一致させなければ、サイバースクワッタ - の弊害を回避できないのではないかと考えられる。自己の商号、略称、商標等が第三者によりドメイン名として不当に登録され、又は使用されること（いわゆるサイバースクワット）を防止するため、予防的に登録（費用と時間が必要となる。）したり、また、サイバースクワッターによる不当、不正な意図に出た登録の出現は避けられない。

そこで、まずは、両登録者の一致を要求する制度とし、一致を要求する制度では「.日本」が有効に利用されないのかどうかを、一定期間経過後に状況を見て検討するようにすべきではないかと考える。意見書案が提案する優先登録制度も考えられる手段の1つではあるが、上記に述べた観点から問題がないといえるかどうか、今後も、十分に慎重な検討がなされるべきである。

また、意見書案は、「.日本」については、当初は日本に居所を有することを登録の条件とし、ドメインの登録者が日本に居ることを示すようにすることが望ましいとする（19頁）。この点については、当連合会も同意見であり、利用者保護の観点から、「.日本」について、少なくとも発足当初は日本に居所を有する法人、個人であることが登録の条件であることを明確にすべきである。

3 管理運営事業者の選定・監督について

管理運営事業者の選定に際しては、意見書案7頁、に記載されている、登録データのエスクロー（預託）が適正に行われることや、登録ポリシーの大きな方針は諮問委員会に諮ることといった、登録の適正を担保できる登録ポリシーを整備していること、並びに、当該事業者の財務状況が確固としたものであり、公正・中立性が保持できるものであること、さらに、紛争処理の方法につき明確な考えを持っていることが、厳格に審査されるべきであり、また、事業者の選定後は、上記の点が確保されるよう、継続的な監督がなされるべきである。管理運営事業者の選定について、意見書案は、広範囲に様々な内容を規定している（24頁～28頁）が、この中でも特に、基本構造が構築できることが重視されるべきであり、かかる観点から、上記のような点が特に厳格に審査・監督される必要があると考える。

また、管理運営事業者の第一次的な選定主体であり、管理事業者の監督機関でもある「民間協議会」（選定委員会・監督委員会）が適切に機能できるようにするために、国の協力を得て、管理運営事業者の運営業務に対する同協議会による公正・中立・透明な監督体制が整備されるべきである。

「民間協議会」には、インターネット専門家のみでなく、弁護士による法的知識と経験が必要である。

上記のとおり、管理運営事業者の第一次的な選定主体であり、管理運営事業者の監督機関である民間の協議会（選定委員会、監督委員会）の公正・中立・透明な監督体制が整備されるべきであるところ、かかる体制が整備されるには、法的発想が必要不可欠である。

特に、意見書案によれば、業務運営に関する審査項目として、事業運営の公正性・透明性や、コンプライアンス体制（個人情報保護など）、紛争処理体制など、すぐれて法的な項目が含まれている（18頁）。そのような項目について適切な審査、監督を行うためには、法律の専門家である弁護士が、民間の協議会のメンバーとなり、その意思決定に関与することが望ましい。

したがって、民間の協議会には、インターネット専門家のみでなく、弁護士による法的知識と経験が必要であり、協議会のメンバーとして弁護士が少なくとも1名は選任されることが望ましいと考える。

以上